

新型コロナウイルス感染拡大防止に協力ください！ 都城夜間急病センターからお願い

●問い合わせ 健康課 ☎23-2765

都城夜間急病センターでは、新型コロナウイルス感染拡大を受け、地域住民の安全確保と院内への感染を防止するため、同センターを利用する際に、次の点について協力をお願いしています。

- 問診と検温の実施
- 感染流行地域への移動歴などの聞き取り
- 来院の際は、マスクの着用と入室時の手指消毒の徹底
- 発熱症状などのある人は、臨時施設での診療（オンライン診療を含む）
- 付き添いの入室制限
- 症状や状況によってはこの限りではありません

新型コロナウイルス感染症の相談窓口

次の症状があるときは、いきなり病院を受診せず、新型コロナウイルス感染症健康相談センターに相談ください。

- ・息苦しさや強いだるさ、高熱などの症状があるとき
- ・妊婦を含む重症化しやすい人で、発熱や咳などの症状があるとき

心と人権の専用相談窓口

感染拡大を受けて不安やストレスなどを感じている

県精神保健福祉センター	0985-27-5663	平日 8時30分～17時15分
こころの電話	0985-32-5566	平日 9時～19時

不当な差別や偏見などを受けて困っている

みんなの人権 110 番 (全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110	平日 8時30分～17時15分
子どもの人権 110 番	0120-007-110	平日 8時30分～17時15分
女性の人権ホットライン	0570-070-810	平日 8時30分～17時15分
外国語人権相談ダイヤル	0570-090-911	平日 9時～17時
県人権啓発センター人権相談	0985-26-0238	平日 9時～17時

・それ以外の人で、発熱や咳などの症状が続くとき

問 新型コロナウイルス感染症健康相談センター（24時間対応）

☎0985-78-5670
FAX 0985-44-2616

都城市長選挙の投票立会人を募集します

市選挙管理委員会では、市民の皆さんが選挙に主体的に関わる機会を増やし、選挙をより身近に感じてもらうため、11月15日(日)投票票予定の都城市長選挙の投票立会人を募集します。

●問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎23-7864

投票立会人の役割

市民の代表として投票に立ち会い、不正がないかを確認し、選挙の公平性を確保します。

投票日当日の立会業務

①投票所の開閉、②投票開始前に投票箱が空であることの確認、③投票用紙の交付状況確認、④投票終了後の投票箱封鎖確認など

立会日時や報酬、応募方法

立会日時 11月15日(日)
6時40分～投票所閉鎖時刻
場所 市内の各投票所

報酬額 10,900円

※交通費・食事を代を含む。所得税を差し引いて支払い

応募資格 市の選挙人名簿に登録されている人（予定含む）

応募方法 市役所1階総合案内、各総合支所地域振興課、各地区市民センターで配布する「投票立会人登録申請書」を記入し持参、郵送で市選挙管理委員会事務局へ提出、または、市ホームページの入力フォームから応募



応募から立ち会いまでの流れ

- ①「投票立会人登録申請書」を市選挙管理委員会に提出
- ②市選挙管理委員会が「投票立会人候補」として登録
- ③選挙期日決定後、市選挙管理委員会から投票立会人の依頼メール、または文書が届く
- ④投票立会人をするかどうかメールまたは、文書で回答
- ⑤回答から約2週間で投票立会人決定の通知が届く
- ⑥投票日当日に投票所で立ち会う